

・届出の必要となる行為、規模

●重要景観計画区域（「伊豆沼・内沼、長沼、蕪栗沼周辺」「北上川・旧北上川周辺」）

①建築物

・建築確認申請が必要な建築物で、次のいずれか該当するもの

ア．新築、増築、改築もしくは移転

イ．外観の変更に係る部分の面積が10㎡（約3坪）以上となる修繕もしくは模様替または色彩の変更

②工作物

・建築確認申請が必要な工作物（擁壁、柵、塀等を除く）で、次のいずれかに該当するもので設置期間が6か月以上のもの

ア．高さが10m以上の新築、増築、改築もしくは移転（電気供給のための電線路、電気通信のための線路、空中線系等については20m）

イ．外観の変更に係る面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更

・建築確認申請が必要な擁壁、柵、塀等の工作物については、設置期間が6か月以上のもので、高さ5m以上の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

●区域共通

・土地の区画形質の変更で、変更に係る面積が1,000㎡以上（約300坪）以上のもの。

（※区画の形質の変更とは、切土、盛土、地目変更のこと、切土、盛土については平均で50cm以上の場合に該当します。）

・木竹の伐採で、森林施業計画によるもの、施設の保守の支障となるものなどを除き、次のいずれか該当するもの。

ア．高さが5m以上のもの

イ．伐採面積が300㎡（約91坪）以上のもの

※以下の1)～5)内容について、届出は必要ありません。

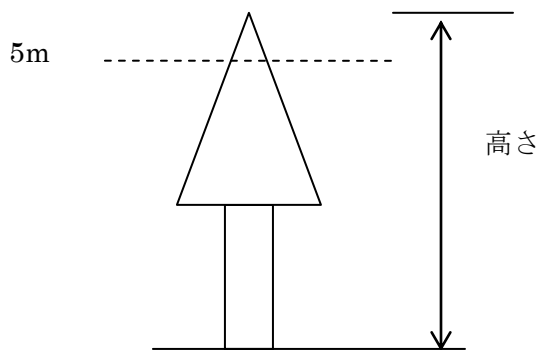
1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保管のために通常行われる木竹の伐採。

2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

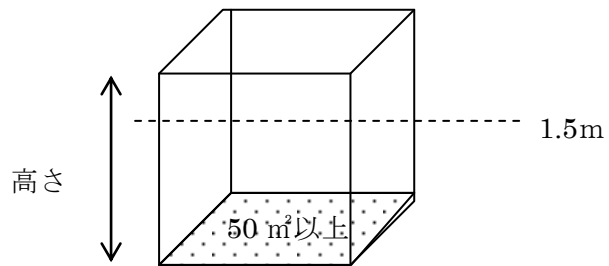
3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

4) 仮植した木竹の伐採

5) 測量、実施調査の支障となる木竹の伐採



木竹の伐採



物件の堆積

・屋外における物の堆積で、一時的なもの（6ヶ月以内）を除き、次のいずれかに該当するもの

ア．堆積の用に供される土地の面積が50 m<sup>2</sup>（約15坪）以上のもの

イ．高さが1.5m以上のもの

